

# 令和7年第2回君津市議会定例会議案

(その2)

令和7年6月9日

君 津 市

令和 7 年第 2 回君津市議会定例会付議議案目録

(その 2)

議案番号	件名	頁
議案第 18 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 19 号	調停の成立について	5
議案第 20 号	訴えの提起について	7
議案第 21 号	令和 7 年度君津市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊

議案第 18 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和 25 年法律第 179 号）の一部改正を踏まえ、選挙における選挙長や投票管理者等の報酬の額を改定するため、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 19 号）の一部を改正しようとするもの。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表投票所の投票管理者の項中「日額 12,800」を「日額 14,500」に、「12,800円」を「14,500円」に改め、同表開票管理者の項中「10,800」を「12,200」に改め、同表選挙立会人の項中「8,900」を「10,100」に改め、同表投票所の投票立会人の項中「日額 10,900」を「日額 12,400」に、「10,900円」を「12,400円」に改め、同表開票立会人の項中「8,900」を「10,100」に改め、同表期日前投票所の投票管理者の項中「日額 11,300」を「日額 12,800」に、「11,300円」を「12,800円」に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「〃 9,600」を「〃 10,900」に、「9,600円」を「10,900円」に改め、同表不在者投票所の投票立会人の項中「〃 10,900」を「〃 12,400」に、「10,900円」を「12,400円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 調停の成立について

下記のとおり調停を成立させたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

### 記

#### 1 事件名

木更津簡易裁判所 令和 7 年（ノ）第 1 号 金員支払請求調停事件

#### 2 当事者

申立人 君津市

相手方 周西南中学校の元校長 A

#### 3 調停の内容

(1) 相手方は、申立人に対し、700,000 円を支払う。

(2) 申立人は、その余の請求を放棄する。

(3) 申立人と相手方は、本調停条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(4) 調停費用は、各自の負担とする。

#### 4 事案の概要

周西南中学校の学校事務職員が同校生徒の保護者から納入された学校納入金の一部を私的に流用していたことにより君津市が保護者に支払った損害賠償金について、元校長 A 及び元校長 B に対し、その金員の支払いを求める調停を申立てたところ、調停委員会から元校長 A は君津市に対し 700,000 円の支払いをするよう勧告があり、元校長 A がこれを承諾したため、君津市もこれを承諾し、調停を成立させるものである。

令和 7 年 6 月 9 日提出

君津市長 石 井 宏 子

訴えの提起について

下記のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 訴えの相手方

周西南中学校の元校長B

2 訴えの趣旨

(1) 被告（相手方）は、原告（君津市）に対し、4,507,924円（弁護士費用400,000円を含む。）及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

3 本件に関する取扱い

(1) 本件の訴訟は、弁護士に委任する。

(2) 判決の結果、必要があるときは上訴するものとする。

4 事案の概要

周西南中学校の学校事務職員が同校生徒の保護者から納入された学校納入金の一部を私的に流用していたことにより君津市が保護者に支払った損害賠償金について、元校長A及び元校長Bに対し、その金員の支払いを求める調停を申立てたところ、元校長Bとは不成立となったため、金員（損害賠償金）の支払いを求めて訴えを提起するものである。

令和7年6月9日提出

君津市長 石井宏子